山田町急傾斜地崩壊対策事業補助金交付要綱

(目的)

- 第1 急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命及び財産を守り、安全で住みよい環境の確立を図るため、急傾斜地崩壊対策事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で山田町補助金交付規則(昭和53年山田町規則第4号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところにより補助金を交付する。 (定義)
- 第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 急傾斜地 がけの高さが5メートル以上、傾斜度30度以上の傾斜地部
  - (2) 危険区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づき土砂災害特別警戒区域に指定された区域(急傾斜地の崩壊)をいう。
  - (3) 危険住宅 危険区域に存する現に居住の用に供されている建築物をいう。
  - (4) 所有者等 危険区域内の土地の所有者若しくは管理者、危険区域内の土地 の隣接土地所有者若しくは管理者又は危険住宅の所有者若しくは居住者を いう。
  - (5) 急傾斜地崩壊対策事業 擁壁の設置、法面の保護その他急傾斜地の崩壊を 防止するための事業をいう。

(補助対象者)

- 第3 補助金の交付を受けることのできる者は、次に掲げる要件を満たすものと する。ただし、町長が特に必要であると認めるときは、この限りではない。
  - (1) 第2第4号に規定する所有者等
  - (2) 同一世帯に町税の滞納者がいない者

(補助対象事業)

- 第4 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げる 要件を備えている急傾斜地崩壊対策事業とする。ただし、町長が特に必要であ ると認めるときは、この限りではない。
  - (1) 危険住宅が1戸以上5戸未満であること。
  - (2) 町の入札参加資格者が施工する事業であること。
  - (3) 急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律(昭和44年法律第57号) により実施する事業でないこと。
  - (4) 危険区域内の土地若しくは隣接土地の所有者以外の者が補助事業を行う場合は、当該地の所有者から承諾を得ていること。

(補助金の交付の対象等)

第5 第1に規定する経費は、急傾斜地崩壊対策事業に係る工事費(消費税及び地方消費税相当額を除く。)とし、これに対する補助額は、当該経費と別に定め

る補助基準工事費とを比較していずれか低い額の4分の3以内の額とする。ただし、150万円を限度とする。

2 一連の急傾斜地について補助対象者が共同で補助事業を実施する場合の補助額の限度は、崩壊対策を行う危険住宅の戸数に150万円を乗じた額とする。 ただし、補助金は個々の経費の負担割合に応じて個々に交付する。

(申請の取り下げ期日)

第6 規則第8条に規定する申請の取り下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類及び提出期限)

第7 規則の規定により提出する書類の様式、提出部数及び提出期限は、別表のとおりとする。

(維持管理等)

第8 補助事業の完了後、補助事業により整備した施設の維持管理は、所有者等が適正に行うものとする。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

## 別表 (第7関係)

条項	提出書類	様式番号	提出部数	提出期限
	1 山田町急傾斜地崩壊対策事業補助対象確認申請書	第1号	1部	別に定める
規則第4条	1 山田町急傾斜地崩壊対策事業補助金交付申請書	第2号	1部	別に定める
	2 事業計画書	第3号	1部	
	3 収支予算書	第4号	1 部	
規則第13条	1 山田町急傾斜地崩壊対策事業 補助金請求書	第5号	1部	事業完了後 20日以内
	2 事業実績書	第6号	1 部	
	3 収支精算書	第7号	1 部	
	4 山田町急傾斜地崩壊対策事業 実績報告書	第8号	1部	